

令和7年度保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所の入園申込のしおり

小林市こども課

保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所（以下「保育所等」と言います。）の利用を希望する場合、年度ごとに保護者の申請により認定を受ける必要があります。



1 申込に必要な書類

【1号認定】（幼稚園及び認定こども園教育部分）

- ①支給認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書（児童1人につき1枚提出）
- ②子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（※）
- ③保育を必要とする事由のわかる証明書（※）

※②③は預かり保育（教育標準時間外）利用料の無償化を希望する場合のみ提出が必要となります。

【2号・3号認定】（保育所及び認定こども園保育部分、小規模保育事業所）

- ①支給認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書（児童1人につき1枚提出）
- ②保育を必要とする事由のわかる証明書

2 入園申込方法（期間・場所等）

①令和7年4月の入園

【市内継続入園・転園】

各園で案内及び受付を行います。詳細は入園を希望する園へお問合せください。

【新規入園・市外保育所等へ入園希望の方】

期間：令和6年10月17日（木）～令和6年11月22日（金）※原則、土日祝日を除く。

場所：本庁1階 こども課

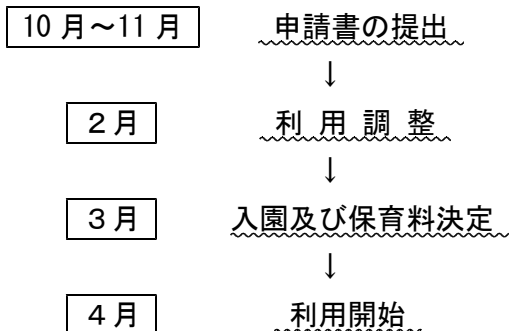
※以下の日程・場所で休日受付を行います。

①11月17日（日）…本庁 こども課

②年度途中の入園

入園希望月の前月の20日までに、こども課又は入園を希望する園へ申請書等を提出してください。

3 申込みから入園までの流れ



申込書提出後に申請内容の変更・入園の取消しをしたい場合は、こども課又は入園を希望する園へ必ずご連絡ください。



4 支給認定の区分

教育・保育支給認定は、以下の3つの区分があります。

支給認定区分	年 齢	保育を必要とする事由※	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	認定こども園（幼稚部）・幼稚園
2号認定	満3歳以上	あり（父母が就労等で、保育の必要性がある）	認定こども園（保育部）・保育所 小規模保育事業所
3号認定	満3歳未満	あり（父母が就労等で、保育の必要性がある）	認定こども園（保育部）・保育所 小希望保育事業所

※保育の必要性はP4に記載。

5 利用時間

教育標準時間（1号認定）（例）

7:00	8:00	9:00		14:00		18:00	19:00
預かり保育		教育標準時間(5時間) 例…9:00～14:00				預かり保育	

保育標準時間（2号・3号認定）（例）

7:00	8:00	9:00				18:00	19:00
保育標準時間(1日最大11時間) 例…7:00～18:00							延長保育

保育短時間（2号・3号認定）（例）

7:00	8:00	9:00			16:00	18:00	19:00
延長保育	保育短時間(8時間) 例…8:00～16:00				延長保育		

※利用時間の例です。施設によって異なりますので、詳細は各施設へお問合せください。

※原則、保育短時間の認定を受けた場合は、保育標準時間の利用はできません。

※保育短時間・標準時間については、保育を必要とする事由により決まります。

詳細はP4のとおりです。

6 保育料の決定

保育料は、世帯の市民税所得割課税額（原則として父母の合計）を基に、算定を行います。

（9月に年度切替をします。）

①令和6年9月～令和7年8月の保育料：世帯の令和6年度市民税所得割課税額で算定

②令和7年9月～令和8年8月の保育料：世帯の令和7年度市民税所得割課税額で算定

※4月1日時点で3歳以上の児童の保育料は無料です。

※市民税非課税世帯の保育料は無料です。

※保育料を算定するための市民税所得割課税額は、調整控除のみ適用されます。

住宅借入金等特別控除・外国税額控除等は適用されませんのでご注意ください。

（控除前の税額で算定）

※同居の祖父母等の市民税所得割課税額が保育料の算定の対象となる場合があります。

7 保育料の軽減

①多子世帯に係る保育料軽減

- ・ 市民税所得割課税額が 57,700 円以上の場合 小学校就学前までを対象に、第 2 子半額、第 3 子以降無料
- ・ 市民税所得割課税額が 57,700 円未満の場合 多子計算の年齢制限なし
- ・ 市民税非課税世帯の場合 第 2 子以降無料（年齢制限なし）

②ひとり親世帯、障がい者世帯等に係る保育料軽減

- ・ 市民税所得割課税額が 77,101 円未満の場合 第 1 子 7,000 円、第 2 子以降無料

③その他

- ・ 保育料は月単位で計算となるため、日割り計算はできません。
(長期欠席の場合も在籍扱いとなるため、月額を納付いただくこととなります。)

8 その他

《新規入園希望の児童の申込みについて》

新規児童の申込書を提出する際は、提出する保護者のマイナンバーカード（マイナンバーが確認できる書類）と身分証明書（運転免許証等）を提示してください。

《申込書等について》

申込書等は、小林市役所こども課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課・各保育所等で配布しています。また、市HPにも掲示しています。

《申込内容の変更について》

申請後や入園後、申込内容に変更（保育の事由の変更、市外への引っ越し等）が生じた場合は、市・希望施設にご連絡ください。

《市HP》

申込みに関する詳細を記載した「入園申込案内」や申込関係書類のデータ等は以下のURL、QRコード又は「小林市 入所」で検索し、市HPにアクセスし必要に応じてダウンロードください。

URL	https://www.city.kobayashi.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkofukushibukosodateshienka/hoikuyoutien/6398.html
QRコード	

入園に関する注意事項

○保育施設とは

保育施設とは、父母が家庭で保育ができず、「保育施設での保育が必要」という理由のある方が「保育が必要な時間」に利用できる施設です。

そのため、保育が必要であることを証明する書類（就労証明証等）の提出が必要です。（就労証明証はお勤め先の事業所で作成してもらってください。本人の作成は禁止します。（自営業の方は、民生委員又は市こども課保育担当職員が確認します。開業届や確定申告の写しをご用意ください。））

また、「保育が必要な時間」を確認するため、変則労働の方につきましてはシフト表などの提出にご協力ください。お子様にとって保護者との時間も大事な時間ですので、保護者のいずれかの仕事が早く終わる日やお休みの時は保育園等に早く迎えに来たり、お休みして親子の時間をとるようにしてください。

※兄弟姉妹のスポーツ少年団活動や部活動等は「保育が必要な時間」に含まれておりません。

○申請した内容から変更が生じた場合について

市外への転出、退職、就職、勤務時間の変更、産休・育児休業の取得、その他家族の状況（病気やけが等）に変更が生じたときは、市か園にお知らせください。

保育時間の認定は月単位となりますので、求職・育休中の方は月途中で働くことになっても標準時間に変更になるのは翌月からです。そのため、その月は延長保育等を利用することになりますのでご注意ください。

○保育料の決定について

保育料は、世帯の市民税課税額（原則として父母の合計）を基に算定します。（9月に年度切替をします。）住民税の未申告等、保育料を算定するための確認がとれない場合は、最高階層で保育料を決定させていただきます。

※4月1日時点で3歳以上の児童の保育料は無料です。

○台風等の風水害時の臨時休園について

災害発生時は人命第一に対応するため、警戒レベル4（避難指示）以上が発令された際は、原則「休園」とします。防災メール等をご確認いただき最寄りの避難所へ避難をお願いします。

保育所等入園申込のためのマイナンバーの取扱Q & A

Q1 前年度の入園申込時にマイナンバーを提出して身元確認をしましたが、今回の入園申込みでもマイナンバーの提示や身元確認が必要ですか？

A1 在園児で、過去にマイナンバーの提示や身元確認をした場合は必要ありません。今年度、新規で入園申込をする児童のみが対象となります。

なお、兄・姉が在園児で、弟・妹が新規で入園申込みをする場合は、マイナンバーの提示や身元確認が必要となります。

Q2 市の指定日に就労証明書等の準備が間に合わず提出できません。どのようにしたらよいですか。

A2 市の指定日に、入所申込書のみを提出してください。就労証明書等その他の添付書類は後日、市もしくは園に提出をしていただくことで受付します。

Q3 保育所等の入園申込みに保護者のマイナンバーや身元確認が必要となると聞いていますが、なぜ必要なのでしょう。

A3 保育料算定のために、保護者や世帯員の世帯情報や税情報の確認を行います。これまでは、保護者の同意を得て世帯情報や税情報の確認をしていましたが、番号法の施行と子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、マイナンバーや身元確認を行い、保護者や世帯の世帯情報や税情報の確認をして保育料を算定することが義務付けられました。

Q4 保育所等の入園申込等に、いつから保護者の個人番号や身元確認をすることになりましたか。

A4 平成 28 年 1 月 1 日以降の入園申込みからです。

Q5 入所申込書等を提出する際には、何が必要ですか。

A5 入所申込書等以外に、提出する保護者のマイナンバーを確認するためにマイナンバーカードまたは個人番号通知カード（個人番号通知書）を提示していただきます。（写し不可。）また、提出する保護者の身元確認をするために身分証明書（運転免許証等）を提示していただきます。（写し不要。）なお、提出する保護者が、マイナンバーカードを提示された場合は、マイナンバーカードのみでマイナンバーと身元確認の両方ができます。

Q6 在園児で、指定日に保護者が行けず、祖父母等（代理人）に入所申込書等の提出を頼んでいるが、どのようにしたらよいですか。

A6 代理人が提出をする場合は、代理人のマイナンバーは確認しませんが、代理人の身元確認は必要ですので、代理人の身分証明書（運転免許証等）を提示していただきます。

保育を必要とする事由に関する表

	保育を必要とする事由		必要書類	保育必要量	
				標準時間	短時間
1	就労	家庭外就労	就労証明書	就労時間により判断 ※ 1	
		家庭内就労	自営業（農業）就労証明書 （地域の民生委員や市職員の確認、申告書の写し等で確認。）		
2	妊娠・ 出産	家庭外就労	就労証明書（産前・産後休業期間が記載されたもの）	○	
		家庭内就労	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）		
3	保護者の疾病・障がい		①医師の証明書（診断書） ②障がい者手帳の写し （①・②の該当するもの）	診断書・手帳等により判断	
4	同居等親族の介護・看護		①医師の証明書（診断書） ②障がい者手帳の写し ③介護保険証の写し （①～③の該当するもの）	診断書・手帳等により判断	
5	災害復旧		罹災証明書等	○	
6	求職活動（起業準備）		①求職活動申立書 ②ハローワーク受付票 （②はハローワーク利用の方は提出）		○
7	就学		①在学証明書または決定通知書 ②カリキュラム	就学時間により判断 ※ 1	
8	虐待やDVのおそれ		こども課にご相談ください。	○	
9	育児休業	家庭外就労	就労証明書（育児休業期間が記載されたもの）	○	
		家庭内就労	母子手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されたページ）		
10	その他		上記以外に保育の必要がある場合はご相談ください。	○	○

※1. 1ヶ月の従事時間が120時間以上の場合「標準時間」、60時間以上120時間未満の場合「短時間」。